

役に立つ(かも)…ミニ福祉制度講座③

入院費が心配な時 (3)・・・

★食事療養費の減額認定

・入院時食事療養費一部負担金は「減額認定証」の手続きを行い、交付されると一定の額に減額になります(手続きについてはミニ福祉制度講座①・②の手続きをご参照ください)。交付された方は受付窓口へ提出が必要になります。

★入院時食事療養費の標準負担額 (1食につき)

70歳未満	70歳以上	標準負担額 (1食あたり)	
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	360円	
		(例外1) 指定難病患者等	260円
		(例外2) 精神病床入院患者	
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ ※1	過去1年間の入院が90日以内	210円
		過去1年間の入院が90日以上	160円
該当なし	低所得者Ⅰ ※2	100円	

※療養病床に入院する65歳以上の方は上記以外の場合があります。

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者
90日を超える入院となった際は再度保険者へ手続きが必要

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは老齢福祉年金受給権者



詳細やご不明な点は病院へお問い合わせください